

(照 会 先)
独立行政法人国立病院機構
東海北陸グループ
担当：参事（人事担当） 田 中
人事係長 亀 山
電話 0 5 2 - 9 6 8 - 5 1 7 1

令和 8 年 3 月 2 5 日
独立行政法人国立病院機構
東 海 北 陸 グ ル ー プ

職員の懲戒処分について

国立病院機構三重中央医療センターにおいて、以下の非違行為があり、当該行為者に対し、独立行政法人国立病院機構職員就業規則第 9 2 条第 7 号に基づく懲戒処分を行いました。

事 項	内 容
事案の概要	<p>令和 7 年 9 月に部下職員である臨床検査技師に対して、業務上の指導において、「このまま変わらなければ人を死なせるかもしれない」と発言したものである。</p> <p>なお、当該行為はハラスメント監督者である院長によりパワー・ハラスメントに該当すると判断されたものである。</p>
処分年月日	令和 8 年 3 月 2 5 日
処分量定等	<p>(行為者)</p> <p>国立病院機構三重中央医療センター 臨床検査技師（女性）</p> <p>減給</p>